

記入例

阿見町高齢者見守りサポート事業利用申込書

令和6年4月1日

阿見町長 殿

申込者 住所 阿見町中央 1-1-1  
 氏名 阿見 太郎  
 電話番号 029-888-1111

本人か家族  
 基本的には申込者へ負担金を請求します

阿見町高齢者見守りサポート事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

（ふりがな） 利用者氏名	あみ たろう 阿見 太郎		生年月日	昭和18年5月1日(81歳)	
電話番号	固定電話：029-888-1111 携帯電話：090-XXXX-XXXX				
利用者住所	阿見町中央 1-1-1				
住宅の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て ・ 集合住宅（ ）				
75歳以上の同居者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	（ふりがな） 同居者氏名	あみ はなこ 阿見 花子	生年月日	昭和18年6月1日 (81歳)
同一敷地及び隣接地に居住する75歳未満の見守り者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有の場合は、見守り者が不在となる時間	1日 8時間以上(週 4日)		
利用者に係る特記事項					
近隣協力員	氏名	住所	電話番号		
	朝日 一郎	阿見町中央 1-2-3	887-1122		
緊急連絡先	氏名及び利用者との関係	住所	電話番号		
	阿見 弘 (長男)	阿見町中央 2-1-1	080-XXXX-XXXX		
必ず記入	阿見 武 (二男)	美浦村大字受領 1515	070-XXXX-XXXX		

※該当する箇所には○をつけて提出してください。  
 併せて別紙利用者状況票を提出してください。

別紙

阿見町高齢者見守りサポート事業利用者状況票

利用する人数分記入する  
(夫婦なら2枚)

令和6年4月1日

(ふりがな) 利用者氏名	あみ たろう 阿見 太郎	生年月日	昭和18年5月1日(81歳)
電話番号	固定電話：029-888-1111 携帯電話：090-XXXX-XXXX		

医療保険の名称	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 船員保険 <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> その他(      ) <input type="checkbox"/> 共済保険		
保険者番号	0000001	介護保険被保険者番号を記入	
障害等の状況	<input type="checkbox"/> 有(      級) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中	障害名	
介護保険認定区分	<input type="checkbox"/> 認定なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 要支援(1・2) <input checked="" type="checkbox"/> 要介護(1・2・ <b>3</b> ・4・5)		
主な疾病	心筋梗塞	発症年月日	平成30年4月1日
	てんかん	発症年月日	昭和38年4月1日
		発症年月日	年 月 日
かかりつけの医療機関	名 称		電話番号
	東京医科大学 茨城医療センター		029-887-1161
	あべ整形外科		029-875-5303
服薬の状況	ワーファリン錠 0.5mg、ヒダントール		

※該当する箇所には✓をつけて提出してください。

お薬手帳のコピー添付でも可

阿見町高齢者見守りサポート事業利用承諾書

阿見町長 殿

利用者 住所 阿見町中央 1-1-1  
氏名 阿見 太郎  
電話番号 029-888-1111

私は、阿見町高齢者見守りサポート事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により、同居者がいる場合はその同居者とともに、下記の事項を承諾します。

記

- 1 阿見町高齢者見守りサポート事業実施要綱の規定を遵守すること。
- 2 貸与された通報装置等について、善良な管理のもとに維持管理し、当該通報装置等を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供し、又は他の目的に使用しないこと。
- 3 緊急通報を発し、町、受託事業者、消防及び親族・近隣協力員(以下「関係者」という。)からの連絡に応答がないときは、関係者が利用者の住宅内へ立ち入ること。
- 4 緊急時に関係者が住宅に立ち入るときに、住宅等の一部(ガラス、雨戸、鍵、ドア等)に破損が生じても賠償責任を問わないこと。
- 5 自己の故意又は過失により、通報装置等を紛失し、又は破損したときには、その弁済費用について実費相当額を負担すること。
- 6 通報装置等の利用について、負担するよう指示された額を、町及び受託事業者に対し、その指定する方法により、遅滞なく支払うこと。
- 7 住宅内に事業の利用に必要な通報装置等を設置するため、壁、天井等に必要最低限のねじ穴等を開けること。設置のために開けたねじ穴等に係る修復または原状回復の費用について、町及び受託事業者に対し求めないこと。
- 8 通報装置等の保守点検等、円滑な事業運営の為に、町、受託事業者及び関係者に協力すること。
- 9 阿見町高齢者見守りサポート事業利用申込書に記載した情報(阿見町高齢者見守りサポート事業利用変更届により変更したものを含む。)、事業の利用状況その他の利用者に係る情報を、事業の実施に必要な範囲で、町が受託事業者、民生委員、消防機関、医療機関その他の関係機関等に提供すること。